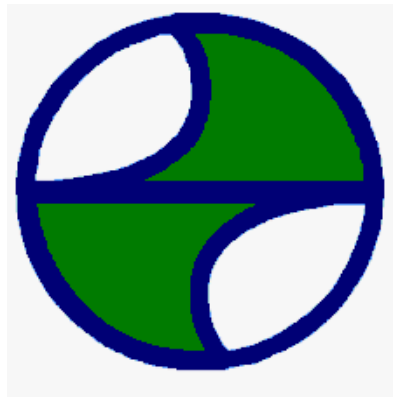


安全報告書



2017

大阪外環状鉄道株式会社

はじめに

おおさか東線は、単線で貨物運行が行われている城東貨物線を複線・電化するとともに、新大阪への連絡線を新設して、新大阪駅から大阪東部地域を経て関西線の久宝寺駅にいたる旅客線を整備するものです。

当社が第三種鉄道事業者として建設を進めてきました放出～久宝寺間は平成20年3月15日に開業し、第二種鉄道事業者の西日本旅客鉄道株式会社が旅客輸送業務及び施設の保守管理を行い、同じく第二種鉄道事業者である日本貨物鉄道株式会社が貨物輸送業務を行っております。

また、平成29年度末の衣摺加美北駅の開業、平成30年度末の新大阪～放出間を含む全線の開業を目指し、鋭意工事を推進しております。

この「安全報告書」は、鉄道事業法に基づき、平成28年度の当社における安全性向上に向けた取組について公表するものです。

平成29年 9月

大阪外環状鉄道株式会社

代表取締役社長 野本 康憲



1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

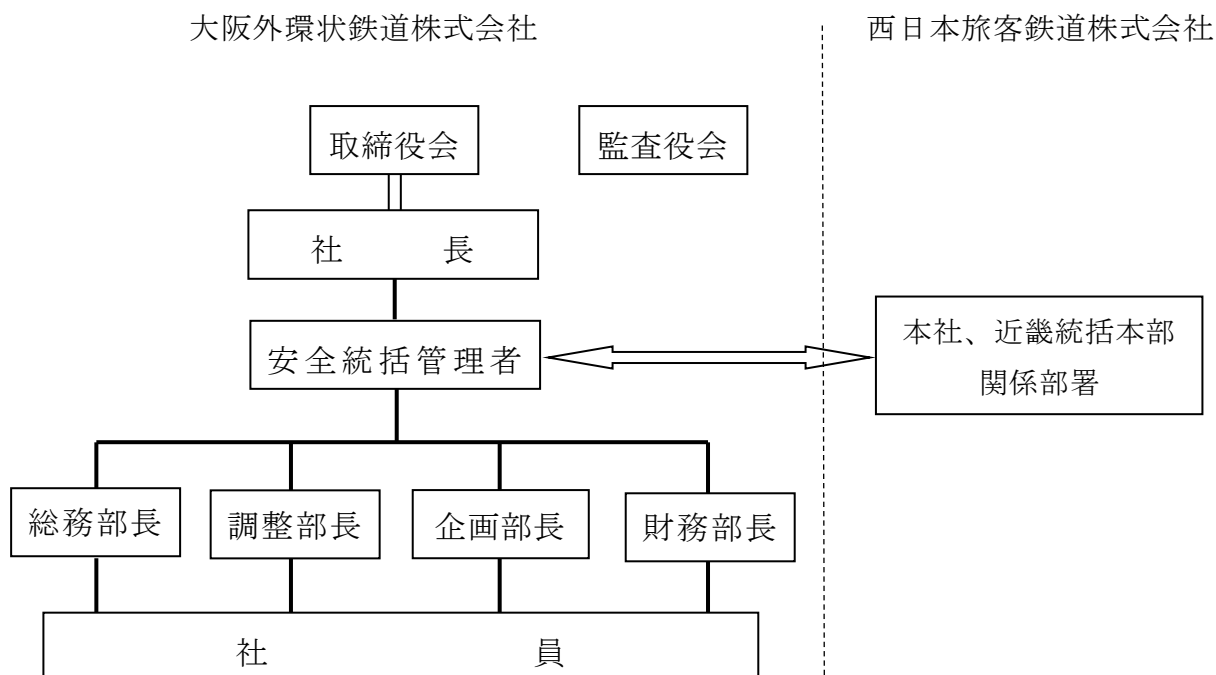
当社では、安全の確保に関する方針を、以下のとおり定めています。

「安全基本方針」

- (1) 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、第二種鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の事業の円滑な運営に協力するものとする。
- (2) 社長、役員及び社員（嘱託社員を含む）の行動規範は、次のとおりとする。
 - (a) 一致協力して輸送の安全確保に努める。
 - (b) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
 - (c) 災害、事故等が発生したときは、当社及び西日本旅客鉄道株式会社は相互に情報伝達を行い、適切な対応を行う。
 - (d) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
 - (e) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項

当社では、安全の確保に関する体制を次のとおり定めています。



「安全管理体制図」に示す各々の責任者の役割及び権限は、下記のとおりです。

社長：輸送の安全確保に関する最終的な責任を負うものとする。

安全統括管理者：輸送の安全確保に関する業務を統括する。

企画部長：安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設の安全に関する事項（調整部長の掌理する範囲を除く。）を掌理する。

調整部長：財産管理に伴う第三者との協議、申請、届出等に関する事項を掌理する。

総務部長：輸送の安全に必要な要員に関する事項を掌理する。

財務部長：輸送の安全に必要な財務及び高架下貸付に係る施設、用地等の管理に関する事項を掌理する。

3. 事故等の報告並びに再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置

平成28年度、当社の施設において、第三種鉄道事業者として報告すべき事故、災害、インシデントはありません。

※インシデント：事故には至らなかったが、適切な処理が行われないと事故になる可能性がある事象。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

当社は、第二種鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社と使用及び運営に係る協定を締結したうえで、相互に連携して以下の取り組みを行っています。

- ① 鉄道施設の安全確保の確認のため、施設の保守管理を担う西日本旅客鉄道株式会社から、鉄道施設の検査計画・実績報告を受け、安全性を確認しています。
- ② 当社と第二種鉄道事業者との間で、安全統括管理者が、鉄道施設の維持管理等に関する意見交換を定期的に行っています。
- ③ 輸送に係る安全活動として、第二種鉄道事業者が実施する踏切事故防止キャンペーン、お客様救済訓練等に参加しています。
- ④ 平成28年度は線路に近接する工事の事前協議を6件受けており、列車運行の安全を確保するため、西日本旅客鉄道株式会社と連携を図りながら、適切な対応にて工事を進めるように指導しております。

5. 輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

特にありません。

6. 今後の安全確保の方針

列車の運行及び施設の保守管理については、西日本旅客鉄道株式会社が行っておりますが、当社においても、引き続き安全管理体制を維持し、第二種鉄道事業者との連携を図りながら安全確保に努めてまいります。